

中井町公告

中井農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を次により縦覧に供する。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第2項の規定により、中井町内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対し意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農地利用計画の変更の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に中井町にこれを申し出ることができる。

令和6年4月2日

中井町長 戸村 裕 司



1 縦覧期間

自 令和6年4月2日（火）

至 令和6年5月1日（水）

2 縦覧場所

中井町役場 産業環境課 足柄上郡中井町比奈窪56番地